

当機構における CPD 制度の見直しについて

塩野 隆弘¹

SHIONO, Takahiro*

1. はじめに

農業農村工学会技術者継続教育機構は2021年4月1日よりCPD制度の運営を一部変更する。技術者の育成と確保を目的に法整備が進められ、建設業法に基づく経営事項審査の審査項目、総合評価落札方式の評価項目や技術者資格の更新要件にCPDの採用が進むなど、CPD制度を運営する学会の責任は益々重大になっている。そこで、現行制度の骨格を維持しつつ、利用者サービスの向上を図るとともにこれからの制度に相応しい質と形態を整えることを目的に制度を見直した。教育分野の統合・再編、教育形態の分類とCPD単位数や上限値の改善、CPD記録審査やプログラムの認定手続きの効率化等、見直しの概要を報告する。

2. 新しい制度の概要

1) 教育分野の再編

「水土の知」を礎とする〔水／土／環境〕の区分は不変とし、〔生産基盤／生活環境／地域管理〕の3区分を〔生産基盤／生活環境・地域管理〕の2区分にした。また、選択が集中する「B10 共通技術」を二分し、「B10共通技術：共通する調査計画、設計、積算、施工等の技術」と「B11複合技術・関連技術：複数の専門分野にまたがる技術や関連分野の技術等」にした。このほか一般共通分野（A）や専門管理分野（C）についても、これまでの実績を踏まえて再編した。全体で24区分から19区分に変わるが再編前後の連続性はほぼ確保されている。

〔現在の専門分野区分〕

	生産基盤	生活環境	地域管理
水	B1	B4	B7
土	B2	B5	B8
環境	B3	B6	B9
共通技術 B10			

見直し

	生産基盤	生活環境・地域管理
水	B1	B4
土	B2	B5
環境	B3	B6
共通技術 B10		
複合技術・関連技術 B11		

〔新しい専門分野区分〕

水	B1 生産基盤（水）	B4 生活環境・地域管理（水）
	農業用水(水田), 農業用水(畑), 水温水質, 用水施設, 暗渠排水等	水質改善, 営農飲雑用水, 集落排水, 水環境整備, 排水・排水施設, 地域用水管理, 水利施設点検・整備等
土	B2 生産基盤（土）	B5 生活環境・地域管理（土）
	ほ場整備(水田, 畑), 土層改良, 農地開発, 干拓・埋立, 海岸保全等	体験農園整備, 農地防災, 農地保全, 地すべり防止等
環境	B3 生産基盤（環境）	B6 生活環境・地域管理（環境）
	農道, 農道橋, 道路トンネル, 農業施設等	農村環境整備, 集落道, 農村公園, 農村景観, 再資源化, 生態系保全, 地域エネルギー施設等
	B10 共通技術	調査計画技術, 設計技術, 積算技術, 施工技術, 測量技術, 事業の費用対効果分析, 専門技術としての情報通信, 用地補償, 災害復旧, 国際協力等
	B11 複合技術・関連技術	複数の専門分野にまたがる技術, 関連分野の技術, 技術者資格制度等

2) 教育形態の分類と評価の充実

分類とcpd算定式及び上限値、証拠書類の要否等について他のCPD運営団体と比較しつつ、研鑽実績が正当に評価され技術者が学会活動で研鑽しやすくなる方向で見直した。【a】（認定プログラム

¹農業農村工学会 技術者継続教育機構 CPD 運営委員会 委員長,
THE JAPANESE SOCIETY OF IRRIGATION, DRAINAGE AND RURAL ENGINEERING
技術者継続教育制度

への参加)はこれまでどおり上限がないが、多様な取り組みが評価されるよう、【d】(認定のないプログラムへの参加)の上限値を20cpdから30cpdに緩和した。また、新たに「災害対応」の区分を設け、災害現地調査協力や技術支援等に10cpd/件が付与される(年間上限値20cpd)。このほか、他のCPD運営団体で評価対象外とする傾向にある受賞、特許権取得、技術者資格取得等については、これまで同様に評価される。

3) CPD記録の審査の加速と早期確定

Web登録されたCPD記録の審査期間を短縮する。また、前年度記録の申請期限を「翌年度の8月末日」から「翌年度の6月末日」に変更し、前年度の審査結果の早期確定を図る。2020年度記録の申請期限は「2021年6月30日」となるので、研修受講や自己学習の実施後、速やかにWeb登録をお願いする。

4) 登録解除後のCPD記録の保管期限と証明

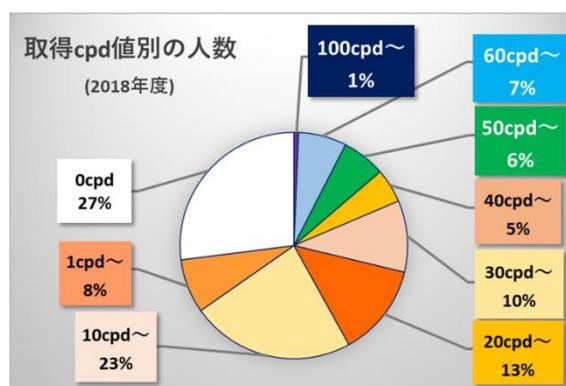
2021年度からは、当該者が登録を解除した後も、その翌年度から5年間に限り、過去の認定CPD記録(実施時期、教育形態、教育分野、CPD活動の内容、付与されたCPD単位数)の情報を保管し、CPD取得証明書を発行する。登録を解除後5年以内に再登録した場合は、過去の記録と新しい記録を連結して管理する。

5) 主催する研修会の申請手続きの改善

これまでどおり申請期限(プログラムの実行期日の1カ月前まで)に変更はないが、期限までに申請書の記載事項が確定しない場合には、予定する内容を記載して仮申請し、1週間前までに確定内容を記載して再度申請する2段階の手続き方法も準備した。また、職場内研修について他のCPD運営団体では認定しない傾向が強いところ、斯界の技術者の研鑽機会の拡充に重要であることから、計画的に実施される職場内研修については引き続き審査対象となっている。

3. 新しい制度の活用に向けて

農村振興局所管の直轄工事に関する総合評価落札方式では、技術者が当機構で前年度に15cpd以上を取得していることで加点される。2018年度の実績では、約半数の技術者がこれを達成している(右図)。しかし、建設業法に基づく経営事項審査では所属技術者が取得したcpdポイントの平均値が高いほど高評価が得られる仕組みになる見込みである。また、技術士の資格更新要件は50cpdと想定されている。これらに対応するためにはまだまだ研鑽が足りない。このため、今



回の見直しでは、学会誌「水土の知」による自己学習として年間10cpdを自動登録すること、誌上での通信教育で年間最大24cpdまで取得できること、学会誌に技術リポートが掲載されると20cpdが付与されること、大会講演会やその他学会行事への参加によって時間数に応じたcpdが付与されることなど、技術者が学会活動を通じて継続的に研鑽でき年間50cpdが取得できる仕組みを一層明確にした。多くの技術者が農業農村工学会の活動に参加し、新しい制度の下で一層の研鑽を積まれることを期待したい。技術者継続教育機構はしっかりとそれを支援していくつもりである。